

みんなで支える介護保険

シリーズ⑧

介護保険要介護認定



### 10月から申請受付開始

介護保険によるサービスを受けるには、介護が必要な状態にあるかどうかについて、市の要介護認定を受けることが必要です。この認定受付を10月から始めます。

介護が必要と思われる人や、在宅サービスや施設サービスを利用している人で引き続き介護サービスの利用を希望される場合は、必ず申請しましょう。

■**受付期間** 平成11年10月1日から随時受け付けますが、平成12年4月1日から介護サービスを受けるためには、平成12年1月末までに申請をしてください。

■**申請受付場所** 高齢者福祉課

■**申請書配布場所** 高齢者福祉課、市内在宅介護支援センター(向日市社協・ケアセンター回生・向陽苑)

■**申請書配布開始** 9月20日から

■**申請者** 本人又は家族(居宅介護支援事業者又は介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます)

■**添付書類** 主治医意見書(かかりつけ医のおられない人は、高齢者福祉課で紹介し)



### 在宅サービス利用者は、地域別申請となりますのでご協力を

現在、在宅サービスを利用している人については、申請が一時期に集中しないよう、地区別に10月~12月の間で、受付を行います。市から申請書類一式やあなたの申請月などのお知らせを9月中に郵送しますので、ご自分の申請月に申請するよう、ご協力ください。介護保険によるサービスの利用開始は、申請した月にかかわらず、来年の4月1日からとなります。

■お問い合わせ 高齢者福祉課(内線371)

### 被保険者証の交付について

■**65歳以上の人(第1号被保険者)**

○平成12年3月までに、全員に交付します。

○平成12年4月1日以降65歳になった人については、その誕生月に交付します。

■**40歳~64歳までの人(第2号被保険者)**

○要介護認定申請をし、認定結果が出た人に交付します。

■お問い合わせ 保険年金課(内線257)

介護保険制度は平成12年4月1日から導入されます。



## あんしんホットライン

ご利用ください

市では、一人暮らしの高齢者や病気の発作などの不安を持つ方が、日常生活を安心して過ごせるように、「あんしんホットライン」を運用しています。

あんしんホットラインは、下図のような概要で、次の要件の方に適用されています。ご利用ください。

■**対象者**

①65歳以上の一人暮らしで虚弱な方

②一人暮らしの方で、重度の心疾患又はぜんそくなどで突発的に生命に危険な発作を起こしたり、意識をなくしたりするような症状が発生する持病がある方

③寝たきり又は身体障害者で、災害が発生したときに、自分自身で避難することが難しく、日常生活で介護を必要とし、独居状態である方など

■**費用**

①設置費用については市が負担します。

②通話に必要な費用は利用者負担です。

■**その他詳細についてのお問い合わせ**

消防本部総務予防課・救急課 ☎934-0119、高齢者福祉課(内線327)、社会福祉課(内線307)

### あんしんホットラインの概要



市役所では、日常生活上の心配事などについて相談を受けるため、各種の相談を開設しています。専門の相談員が担当しますので、お気軽にご相談ください。

### 無料法律相談

あらゆる法律問題について、弁護士が相談に応じます。毎月第1・3月曜日の午前9時から正午まで、市役所市民相談室で行っています。予約制で、前の週の木曜日の午前9時から電話で受け付けます。

■お問い合わせ 秘書広報課(内線251)

### 困りごと相談

さまざまな困りごとについて、専門の相談員が相談に応じます。毎月第2・4火曜日の午前10時から午後3時まで、福祉会館3階で行っています。

■お問い合わせ 秘書広報課(内線251)

### 消費生活相談

買い物や商品の品質、サービス、訪問販売や契約のトラブルなど消費生活に関する疑問、苦情などお気軽にご相談ください。毎週水曜日午後1時から4時まで、市役所1階市民相談室で行っています。

■お問い合わせ 産業振興課(内線241)

### 年金相談

年金の加入や受給の手続き、保険料の納付方法など年金に関することならどんな相談でもできます。お気軽にご相談ください。毎週木曜日の午前10時から午後4時まで、市役所1階市民相談室で行っています。

■お問い合わせ 保険年金課(内線218)

### 家庭児童相談室

お子さんについてご心配のある方に対して、専門の相談員が相談を行っています。非行、いじめ、交友関係、しつけなどどんな相談にも応じます。毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで、市役所1階の家庭児童相談室で行っています。

■お問い合わせ 家庭児童相談室(☎933-1199)

### 経営安定特別相談

■**税務専門相談** 所得税、法人税、事業承継、事業税、確定申告の仕方等あらゆる税務についての相談に応じます。毎月第1・3火曜日午後1時~4時30分。

■**経営専門相談** 経営管理、経営分析、資金計画、市場調査、需要予測、新規開店、人事労務管理等の経営についての相談に応じます。毎月第2・4火曜日午後1時~4時30分。

■**場所** 向日市商工会館

■**お問い合わせ** 向日市商工会(☎921-2732)、産業振興課(内線239)

※相談の日程は、カレンダーに掲載しています。

お気軽にご相談ください

各種相談